

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p data-bbox="107 252 241 280">別紙 BR-S1</p> <p data-bbox="696 300 1093 379">(作成日) 平成21年7月28日 (最終更新日) <u>令和2年5月11日</u></p> <p data-bbox="282 443 927 472">ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱</p> <p data-bbox="114 544 224 572">1. 目的</p> <p data-bbox="107 592 1093 810">この要綱は、ブラジル向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく衛生証明書の発行、第14条及び第18条に基づく適合施設の認定並びに第19条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。</p> <p data-bbox="114 882 224 911">2. 定義</p> <p data-bbox="107 930 1093 1007">本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="125 1026 398 1054">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="125 1074 1093 1294">(4) 証明書発行機関：北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局（本要綱において「地方厚生局」と総称する。）並びに登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に定める登録認定機関をいう。本要綱において同じ。）</p> <p data-bbox="125 1313 286 1342">(5) (略)</p> <p data-bbox="114 1414 448 1442">3. 施設の認定に係る手続</p>	<p data-bbox="1124 252 1258 280">別紙 BR-S1</p> <p data-bbox="1713 300 2110 379">(作成日) 平成21年7月28日 (最終更新日) <u>令和2年4月1日</u></p> <p data-bbox="1301 443 1946 472">ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱</p> <p data-bbox="1131 544 1240 572">1. 目的</p> <p data-bbox="1124 592 2110 810">この要綱は、ブラジル向け輸出水産食品について、農林水物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく衛生証明書の発行、第14条及び第18条に基づく適合施設の施設認定並びに第19条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。</p> <p data-bbox="1131 882 1240 911">2. 定義</p> <p data-bbox="1124 930 2110 1007">本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1142 1026 1415 1054">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1142 1074 2110 1294">(4) 証明書発行機関：北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局（以下「地方厚生局」と総称する。）並びに登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に定める登録認定機関をいう。以下同じ。）</p> <p data-bbox="1142 1313 1303 1342">(5) (略)</p> <p data-bbox="1131 1414 1464 1442">3. 施設の認定に係る手続</p>

(1) 認定申請

ブラジル向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設の認定を希望する者（本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人）は、(2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により別表の申請先に申請する。

(2) 施設の認定要件の審査

認定申請を受理した証明書発行機関は、提出のあつた書類により、以下のアからウまでのいずれか、かつエの要件に適合するかの審査を行い、審査の結果、問題がない施設については、地方厚生局にあつては、別紙様式2-1を、登録認定機関にあつては、別紙様式2-2を食品監視安全課に提出すること。

ア. (略)

イ. 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ. ～エ. (略)

(3) 施設の認定

食品監視安全課は、(2)により提出があつたときは、認定番号を付与し、ブラジル政府に対し、日本の認定施設としての公表を要請する。

ブラジル政府から公表完了の報告を受けた食品監視安全課は、当該認定施設の名称、認定番号及び輸出品目等を記載した認定施設リストを農林水産省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストに記載された施設については、公表時点以降、本要綱に基づく認定施設として取り扱うこととする。

(4) (略)

(1) 認定申請

ブラジル向け水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設の認定を希望する者（本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人）は、(2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により別表の申請先に申請する。

(2) 施設の認定要件の審査

認定申請を受理した証明書発行機関は、提出のあつた書類により、以下のア～ウのいずれか、かつエの要件に適合するかの審査を行い、審査の結果、問題がない施設については、地方厚生局にあつては、別紙様式2-1を、登録認定機関にあつては、別紙様式2-2を食品監視安全課に提出すること。

ア. (略)

イ. 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ. ～エ. (略)

(3) 施設の認定

食品監視安全課は、(2)により提出があつたときは、認定番号を付与し、ブラジル政府に対し、日本の認定施設としての公表を要請する。

ブラジル政府から公表完了の報告を受けた食品監視安全課は、当該認定施設の名称、認定番号及び輸出品目等を記載した認定施設リストを農林水産省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストに記載された施設については、公表時点以降、本要綱に基づく認定施設として取り扱うこととする。

(4) (略)

(5) 認定施設に関する認定事項の変更等

認定事項の変更を希望する認定施設責任者は、別紙様式3により認定申請時の申請先に申請すること。施設の認定の変更の連絡及び公表は、(3)に準じて手続を行う。

(6) (略)

(7) 認定施設の定期確認

地方厚生局は、管内の認定施設に対し、(2)に規定する要件を満たしていること等について、年に1回以上の頻度で別添7の点検表により定期的な現地確認を行い、結果を当該施設に通知すること。なお、現地確認を行う場合は、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ること。地方厚生局は、当該確認において認定要件に係る問題を発見した場合には、改善指導を実施し、衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとるとともに、食品監視安全課を通じて登録認定機関に連絡すること。

(8) (略)

4. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式5に下記の書類を添付し、誓約事項を了承の上、別表の申請先に提出すること(ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに提出すること)。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)による申請を行うときは、別添3によること。

ア. ～ウ. (略)

エ. 製品に貼付する品質表示ラベルのブラジル政府への登録手続が完了している旨を示す書類(登録されたラベルの写しを含む。)及びブラジ

(5) 認定施設に関する認定事項の変更等

認定事項の変更を希望する認定施設責任者は、別紙様式3により認定申請時の申請先に申請すること。施設の認定の廃止の連絡及び公表は、(3)に準じて手続を行う。

(6) (略)

(7) 認定施設の定期確認

地方厚生局は、認定施設に対し、(2)に規定する要件を満たしていること等について、年に1回以上の頻度で別添7の点検表により定期的な現地確認を行い、結果を当該施設に通知すること。なお、現地確認を行う場合は、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ること。地方厚生局は、当該確認において認定要件に係る問題を発見した場合には、改善指導を実施し、衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとることともに、食品監視安全課を通じて登録認定機関に連絡すること。

(8) (略)

4. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式5に下記の書類を添付し、誓約事項を了承の上、別表の申請先に提出すること(ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに提出すること)。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)による申請を行うときは、別添3によること。

ア. ～ウ. (略)

エ. 製品に貼付する品質表示ラベルのブラジル政府への登録手続が完了している旨を示す書類(登録されたラベルの写しを含む。)及び輸出水

ル向け輸出水産食品に貼付された品質表示ラベル。

(略)

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した証明書発行機関は、下記の要件全てに適合することを審査する。

ア. (略)

イ. 輸出の都度、証明書発行機関が実施する別添4の1に掲げるサンプリングの結果、別添4の2に掲げる検査基準を満たしていること。ただし、認定施設が、次の a. から c. までのいずれかの要件に該当する場合、当該官能検査を省略することができる。

a. ～c. (略)

ウ. ～エ. (略)

(3) 衛生証明書の発行

証明書発行機関は、(2)の確認を行った結果、問題がないと判断したときは、下記の点に留意しつつ別紙様式6の証明書に必要事項を記入の上、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを保存する。

ア. (略)

イ. 「Certificate No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

・地方厚生局の発行番号：

上2桁はBR、次の4桁は北海道厚生局は9991、東北厚生局は9992、関東信越厚生局は9993、東海北陸厚生局は9994、近畿厚生局は9995、中国四国厚生局は9996、九州厚生局は9997、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁(年度)、10桁目以降に0001から番号を付すこと。(例：北海道厚生局 BR9991-200001)

ウ. ～エ. (略)

産食品に貼付された品質表示ラベル。

(略)

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した証明書発行機関は、下記の要件全てに適合することを審査する。

ア. 認定施設に由来するものであること。

イ. 輸出の都度、証明書発行機関が実施する別添4の1に掲げるサンプリングの結果、別添4の2に掲げる検査基準を満たしていること。ただし、認定施設が、次の a. から c. のいずれかの要件に該当する場合、当該官能検査を省略することができる。

a. ～c. (略)

ウ. ～エ. (略)

(3) 衛生証明書の発行

証明書発行機関は、(2)の確認を行った結果、問題がないと判断したときは、下記の点に留意しつつ別紙様式6の証明書に必要事項を記入の上、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを保存する。

ア. (略)

イ. 「Certificate No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

(新設)

ウ. ～エ. (略)

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式8により新年度の4月末日までに食品監視安全課に報告すること。なお、発行実績がないときは、0件として報告すること。

輸出者は、予定していた輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式7により発行を受けた証明書発行機関に発行の取消しを申請するとともに、既に当該証明書を受領している場合にあつては、速やかに発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関の長は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(4) (略)

(5) 衛生証明書発行の停止

証明書発行機関は、下記のいずれかに該当する場合には、食品監視安全課と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書の発行を停止することができる。

ア. ～ウ. (略)

なお、食品監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合には、当該情報を直ちにブラジル政府あて連絡するとともに、農林水産省のホームページ上で公表する。

5. (略)

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式8により新年度の4月末日までに食品監視安全課に報告すること。なお、発行実績がないときは、0件として報告すること。

輸出者は、予定していた輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式7により発行を受けた証明書発行機関に発行の取消しを申請するとともに、既に当該証明書を受領している場合にあつては、速やかに発行を受けた証明書発行機関に返却すること。

(4) (略)

(5) 衛生証明書発行の停止

証明書発行機関は、下記のいずれかに該当する場合には、食品監視安全課と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書の発行を停止することができる。

ア. ～ウ. (略)

なお、食品監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合には、当該情報を直ちにブラジル政府あて連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上で公表する。

5. (略)

(別表)

1. ～2. (略)

3. 地方厚生局一覧

施設が所在する都道府県	提出先・連絡先	住所	電話
北海道	北海道厚生局健康 福祉部食品衛生課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8	011-709-2311

(別表)

1. ～2. (略)

3. 地方厚生局一覧

施設が所在する都道府県	提出先・連絡先	住所	電話
北海道	北海道厚生局健康 福祉部食品衛生課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8	011-709-2311

		条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階				条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階	
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北厚生局健康福祉部食品衛生課	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア 13F	022-726-9264	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北厚生局健康福祉部食品衛生課	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア 21F	022-726-9260
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-740-0761	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-740-0711
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	東海北陸厚生局健康福祉部食品衛生課	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-959-2836	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	東海北陸厚生局健康福祉部食品衛生課	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8831
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿厚生局健康福祉部食品衛生課	〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階	06-4791-7312	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿厚生局健康福祉部食品衛生課	〒541-8556 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号大阪合同庁舎第4号館3階	06-6942-2241
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国厚生局健康福祉部食品衛生課	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階	082-223-8291	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国厚生局健康福祉部食品衛生課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階	082-223-8181
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	九州厚生局健康福祉部食品衛生課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-7 福岡	092-432-6782	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	九州厚生局健康福祉部食品衛生課	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番	092-707-1115

		第二合同庁舎				8号住友生命博多ビル4F	
<p>(別添1～4) (略)</p> <p>(別添5)</p> <p>ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等の運用</p> <p>ブラジルへ輸出される<u>輸出</u>水産食品の衛生証明書の発行に当たっては、下記の手続を行うことにより、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 官能検査の検証</p> <p>輸出者は、1年間に1回以上、<u>証明書発行機関</u>による官能検査を実施し、別添4に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。</p> <p>なお、本運用に基づく手続を実施している場合であって、3年以上の輸出実績があり、過去3年間の官能検査結果及び品質<u>確認者</u>による官能検査方法に問題が認められない場合には、検証に係る頻度を3年間に1回以上とする。</p> <p>(別添6)</p> <p>ブラジル向け輸出水産食品の輸出品目について</p>				<p>(別添1～4) (略)</p> <p>(別添5)</p> <p>ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等の運用</p> <p>ブラジルへ輸出される水産食品の衛生証明書の発行に当たっては、下記の手続を行うことにより、<u>衛生証明書発行機関</u>による輸出の都度の官能検査を省略することができる。</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 官能検査の検証</p> <p>輸出者は、1年間に1回以上、<u>登録検査機関</u>による官能検査を実施し、別添4に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。</p> <p>なお、本運用に基づく手続を実施している場合であって、3年以上の輸出実績があり、過去3年間の官能検査結果及び品質<u>管理者</u>による官能検査方法に問題が認められない場合には、検証に係る頻度を3年間に1回以上とする。</p> <p>(別添6)</p> <p>ブラジル向け輸出水産食品の輸出品目について</p>			

ブラジル向け輸出水産食品施設認定申請書（別紙様式1）及びブラジル向け輸出水産食品施設認定事項の変更承認申請書（別紙様式3）の輸出品目等の記載については、以下によること。

1. 加工／保管の別

輸出水産食品を最終加工する施設の場合には加工(PC)、最終保管する施設の場合には保管(ES)と記載すること。

2. ～4. (略)

(別添7) (略)

(別紙様式1)

1. ～3. (略)

(申請の記載等に関する注意事項)

(1) 2. 輸出品目等の記載方法については、別添6を参照すること。

(2) 1. 施設の名称、所在地及び法人番号及び2. 輸出品目等はエクセルファイルで作成し、申請書と一緒に提出すること

(3) (略)

(別紙1) (略)

(別紙2)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ブラジル向け輸出水産食品施設認定申請書（別紙様式1）及びブラジル向け輸出水産食品施設認定事項の変更承認申請書（別紙様式3）の輸出品目等の記載については、以下によること。

1. 加工／保管の別

輸出水産食品を最終加工する施設の場合には加工(PC)、最終保管するする施設の場合には保管(ES)と記載すること。

2. ～4. (略)

(別添7) (略)

(別紙様式1)

1. ～3. (略)

(申請の記載等に関する注意事項)

(1) 2. 輸出品目の記載方法については、別添6を参照すること。

(2) 1. 施設の名称、所在地及び法人番号及び2. 輸出品目はエクセルファイルで作成し、申請書と一緒に提出すること

(3) (略)

(別紙1) (略)

(別紙2)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ブラジル向け輸出水産食品製造工程申請書

(略)

(別紙様式 2 - 1)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課 御中

〇〇厚生局

(略)

(別紙様式 2 - 2)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課長 殿

証明書発行機関長

ブラジル向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）について

下記の施設について、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき提出があり、内容を審査し、適合施設を認定（変更又は廃止）したので、関係書類を添えて報告します。

(別紙様式 3) (略)

(別紙様式 4)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

ブラジル向け輸出水産食品製造工程確認申請書

(略)

(別紙様式 2 - 1)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課長 殿

〇〇厚生局長

(略)

(別紙様式 2 - 2)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課長 殿

証明書発行機関長

ブラジル向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）について

下記の施設について、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき提出があり、内容を審査したところ適正と認められましたので、関係書類を添えて（変更又は廃止）申請します。

(別紙様式 3) (略)

(別紙様式 4)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所
氏名
印

(略)

(別紙様式5)

1. ～3. (略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること(2を除く。また、1の⑫は日本語、ポルトガル語併記によること)。

2. 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。

3. 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

(別紙様式6～8) (略)

(別紙様式9)

(1) (略)

(2) 水産物(加工品)

項目	判定基準	品質確認者氏名 ※
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものである。包装され、破損がない。	
におい	固有のにおいであり、異臭がない。	

住所
氏名

(略)

(別紙様式5)

1. ～3. (略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること(2を除く。また、1の⑫は日本語、ポルトガル語併記によること)。

2. 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。

1. 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

(別紙様式6～8) (略)

(別紙様式9)

(1) (略)

(2) 水産物(加工品)

項目	判定基準	品質確認者氏名 ※
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものである。包装され、破損がない。	
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア	

組織	<u>固有の組織を有する。</u>	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

※ (略)

(別紙様式 10) (略)

	臭等の異臭がない。	
組織	<u>筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。</u>	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

※ (略)

(別紙様式 10) (略)